

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月 日

三次市教育委員会
委員長

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員衛生管理要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「，学校保健法（昭和33年法律第56号）」を「，学校保健安全法（平成20年法律第73号）」に改める。

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。